

別表1（第4関係）

事業名	事業内容	対象経費	補助率及び補助限度額	事業要件等
被災地域住民活動支援事業	自治組織が行う、被災地域交流拠点施設を利用した住民主体の活動を実施するための経費を補助するもの。	被災地域交流拠点施設を利用して行う、地域コミュニティの再生・構築、教育、学術、地域産業の振興及び地域防災力の向上等を目的とした住民主体の交流活動を実施するための経費	1 補助率 10/10 2 補助限度額 上限1,000千円	1 補助対象事業 (1) 住民相互の近隣住民とのふれあい交流事業 例：囲碁、将棋、手芸、民謡その他趣味活動、料理教室、親子教室、敬老会、カラオケ大会、夏祭り、バザー等 (2) 高齢者等の生活支援事業 例：友愛訪問、高齢者等への食事サービス、生活相談、健康講座、リハビリ教室、介護実習、小規模作業所等 (3) ボランティア活動事業 例：情報提供、生活支援活動、清掃活動、広報活動、イベント企画等 (4) その他地域活動の活性化に資する事業 例：地域のまちづくり勉強会、講習会、防災訓練等 2 補助対象経費内訳 事業実施に直接要する経費のほか、光熱水費、消耗品費を含む。 3 補助対象外経費 知事が不適切と認める経費

※「被災地域交流拠点施設」とは、被災地域において地域住民がコミュニティの再生・構築、教育、学術、芸術、文化、地域産業の振興及び地域防災力の向上等に関する各種交流活動を行う施設をいう。

別表2（第10関係）

	請求時期	請求上限額
(1)	交付決定後	補助金交付決定額の5割
(2)	(1)の支払実績を領収書（写）にて確認後	補助金交付決定額の8割（(1)の請求分含む）